

働く皆さん、事業主の皆さん

労災に関するギモンに お答えします!!



新しく事業を
立ち上げましたが、
労働保険について
どのような手続を行
う必要がありますか？



石綿（アスベスト）による
病気と診断されました。
以前、仕事で石綿を扱って
いましたが、労災補償は
受けられますか？

労災の
請求書は
どこで入手
できますか？



社員が仕事中に
ケガをしました。
事業主として
どのような手続を行
えばよいですか？



労働保険料の納付は
いつ、どのように行
えばよいですか？

お気軽に ご相談 ください。



新型コロナ
ウイルス感染症を
発症した場合、労災保険
給付の対象と
なりますか？



仕事中にケガをしました。
労災の手続や請求書の書き方に
ついて教えてください。



労災補償該当相談

労災請求手続に
関する相談

労働保険の加入・
労働保険料納付に
関する相談

アスベスト等による
労災に関する相談

労働保険
適用・徴収 労災保険相談ダイヤル



0570-006031

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始はお休みします)

※労災に該当するかどうかは、労働基準監督署が調査の上、判断します。

※ご利用の際は、通話料がかかります。IP電話など、一部の電話からはご利用になれません。